

1. 妊 娠 編

(1) 母子健康手帳の交付

ご妊娠おめでとうございます！医療機関で受け取られた妊娠届出書に必要事項を記入のうえ、保健こども課にご提出いただくと、母子健康手帳が交付されます。度会町では、母子健康手帳と一緒に、妊婦一般健康診査・産婦健康診査や乳児健康診査の費用助成を受けるための「母子保健のしおり」「産婦健康診査受診票」や、妊娠中や出産後の過ごし方・育児等についての情報が満載の「母子健康手帳副読本」等もお渡ししています。母子健康手帳交付時に、すべての妊婦さんに対し保健師が面接を行うため、お電話でご予約のうえ、保健こども課窓口へお越しください。安心して子育てをしていただけるように、妊娠中からご相談をお受けしています。



母子健康手帳は、妊娠中の経過、出産状態やお子さんの成長発達の記録ができる「お母さんとお子さんの大切な健康の記録」です。よくお読みになり、お母さん自身が記録をするページもありますので、お子さんへのメッセージなどもあわせて記入しましょう。

対 象 者：妊婦全員

交付場所：役場 保健こども課 (TEL：62-1112)

申 請 者：妊婦本人または代理人

持 ち 物：妊娠届出書、本人確認書類、マイナンバーがわかるもの

※詳細は、妊娠届出書の裏面をご確認ください

(2) 出産・子育て応援事業

すべての妊婦さんと子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。また、出産育児関連商品の購入や子育て支援サービスの利用など、経済的負担軽減を図る出産・子育て応援ギフトの支給を実施します。

【伴走型相談支援】

- ・妊娠期（妊娠届出時）保健師が面談します
- ・妊娠後期（妊娠7～8か月頃）アンケートを郵送し、希望者には面談を実施します
- ・出産後（こんにちは赤ちゃん訪問）保健師等が訪問します
- ・その他、希望に応じ適宜相談支援を行います

【経済的支援】

- ・妊娠届を提出した妊婦と出生届が提出された子の養育者に5万円ずつ給付されます
- ・原則として「伴走型相談支援」を受けた方が「経済的支援」の支給対象となります
- ・妊娠届出後に流産、死産された妊婦や出生届出後に死亡した子の養育者も対象です

(3) 妊婦一般健康診査

妊婦一般健康診査は、妊娠期間を健やかに過ごし、安心して出産を迎えられるように受診するものです。特に気がかりなことがなくても、胎児の育ち具合や妊婦さん自身の健康状態をチェックするために必ず受診しましょう。



妊娠週数	受診頻度
妊娠 24 週未満	少なくとも毎月 1 回
妊娠 24 週（7 か月）以降	毎月 2 回以上
妊娠 36 週（10 か月）以降	毎週 1 回

度会町では、妊婦一般健康診査 14 回分の費用助成を行っています。医療機関を受診される際、母子健康手帳交付時にお渡しした「母子保健のしおり」をお持ちいただくと無料で健康診査を受けていただくことができます。ただし、受診券に記載された検査項目以外の検査や治療を実施された場合には、自己負担金が発生します。

妊婦健康診査費用補助対象の健診項目

回数	内容	助産所利用
1回	①問診及び診察、血圧・体重測定 ②尿化学検査 ③血液検査：末梢血液一般検査、血液型(ABO,Rh,不規則抗体)、血糖 B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、HIV抗体検査 HIV抗体価検査、梅毒血清反応検査、風疹ウイルス抗体価検査 ④子宮頸がん検診（細胞診） ⑤超音波検査	×
2~5回	①問診及び診察、血圧・体重測定 ②尿化学検査	○
6回	①問診及び診察、血圧・体重測定 ②尿化学検査 ③血液検査：末梢血液一般検査、血糖 ④超音波検査 ⑤HTLV-1抗体検査 ⑥性器クラミジア検査	×
7回	①問診及び診察、血圧・体重測定 ②尿化学検査	○
8回	①問診及び診察、血圧・体重測定 ②尿化学検査 ③超音波検査	×
9, 10回	①問診及び診察、血圧・体重測定 ②尿化学検査	○
11回	①問診及び診察、血圧・体重測定 ②尿化学検査 ③超音波検査 ④血液検査：末梢血液一般検査 ⑤B群溶血性レンサ球菌（GBS）	×
12~14回	①問診及び診察、血圧・体重測定 ②尿化学検査	○
合計		10回

※里帰り等で県外の医療機関にて受診された場合でも費用の一部を助成します。（要申請）
詳しくは役場保健こども課（TEL:62-1112）へお問い合わせください。

(4) 妊婦歯科健康診査

度会町では、妊娠中に妊婦さんが歯科健康診査を受診される費用1回分を助成しています。母子健康手帳交付時にお渡しした「妊婦歯科健康診査依頼票」をお持ちになり、「妊婦歯科健康診査実施歯科医院」の一覧（44～46 ページ参照）に掲載されている医療機関を受診していただくと、無料で歯科健康診査を受けていただくことができます。ただし、治療が必要となった場合には、自己負担金が発生します。

妊娠中は、つわりなどの体調の変化で丁寧な歯みがきが難しく、ホルモンのバランスや食生活も変化するため、むし歯や歯周病が進行しやすくなります。出産後しばらくは赤ちゃんのお世話が優先され、お母さんの受診がしにくい時期が続くこともありますので、妊娠中にお口のチェックをしましょう。

※「妊婦歯科健康診査実施歯科医院」（44～46 ページ）の一覧に ○印が記載されている医療機関を受診される際は、事前予約が必要です。



(5) 産前産後期間の国民年金保険料免除制度

出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

《対象者》

国民年金に加入している方（第1号被保険者）で出産日が平成31年2月1日以降の方

《免除期間》

単胎の場合、出産予定日または出産日の前月から4か月間。

多胎の場合、出産予定日または出産日の3か月前から6か月間。

《問合せ先》

役場 税務住民課 （TEL：62-2412）

(6) 産前産後期間の国民健康保険税軽減制度

出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出はいつでも可能です。

《対象者》

国民健康保険に加入している方で、出産日が令和5年11月1日以降の方

《免除期間》

単胎の場合、出産予定日または出産日の前月から4か月間。

多胎の場合、出産予定日または出産日の3か月前から6か月間。

《問合せ先》

役場 税務住民課 （TEL：62-2412）

(7) 不妊不育治療費の助成

個別相談にて対応いたしますので、お問い合わせください。

《問合せ先》 役場 保健こども課 (TEL: 62-1112)

(8) 風しん・MR 予防接種費用助成

度会町では、近年の全国的な風しんの流行状況を勘案し、妊婦への感染を防ぎ、先天性風しん症候群の発生を予防するため、風しん予防接種（MR ワクチン：麻しん・風しん混合ワクチンを含む）の費用の一部を助成しています。

《対象者》

- ① 妊娠を希望している女性で風しん抗体価が低い人
- ② 妊娠を希望している女性の同居者で、次のいずれにも該当する人
(ア) 妊娠を希望している女性の、風しん抗体価が低いこと
(イ) 同居者の風しん抗体価が低いこと

- ③ 風しん抗体価の低い妊婦の、同居者

※「抗体価が低い」とは、「HI法で32倍未満、EIA価8.0未満」を指します（未満は、その数字を含みません）。

※妊婦の風しん抗体価は、妊婦一般健康診査結果票（1回）の「風疹抗体（倍）」の結果をご確認ください。

※妊娠を希望する女性や同居家族の風しん抗体検査（無料）は、伊勢保健所で受けることができます。ただし、受付していない期間もありますので、詳細は伊勢保健所（TEL: 27-5137）へお問い合わせください。

先天性風しん症候群とは…
妊婦が妊娠初期に風しんに罹患すると、風しんウイルスが胎児に感染して、胎児に心疾患、難聴、白内障などの障害を引き起こすもの

《助成金額》

助成対象者1名につき生涯1回限り 上限5,000円

《申請方法》

申請期間：接種日からその年度の末日（直近の3月末日）まで

申請窓口：保健こども課 TEL: 62-1112

申請書類：① 度会町風しん・MRワクチン予防接種費助成金交付申請書 及び申請書
(町ホームページからダウンロード可。保健こども課窓口でも記入可)

② 風しんまたはMRワクチン接種にかかる領収書（原本）
(被接種者名・接種日・金額・接種ワクチン名が明記されたもの)

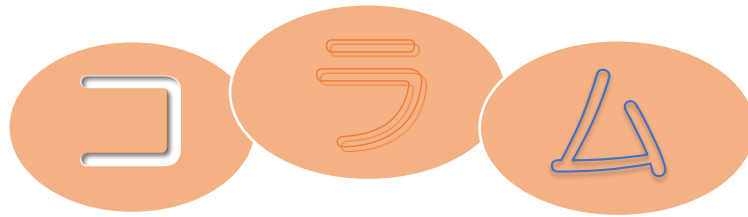
③ 「母子保健のしおり」：妊婦の配偶者及び妊婦と同居する家族が申請される場合、妊婦一般健康診査結果票で妊婦の風しん抗体価を確認します

※役場窓口で記入される場合は、振込先がわかるもの(通帳等)・印鑑もお持ちください。

《実施医療機関》

- 接種の可否については、ご希望される医療機関に直接お問い合わせください。
- 予診票は、医療機関に設置されているものをお使いください。





タバコ・お酒の害から赤ちゃんを守りましょう

☆ 赤ちゃんを迎える準備として、禁煙してみませんか？

タバコには、ニコチンや一酸化炭素などの化学物質が約 5,300 種類も含まれており、**発がん性物質は約 70 種類**にも及びます。ニコチンは血管を収縮させ、一酸化炭素は酸素の運搬を妨げるため、胎児を低酸素状態にしてしまいます。その結果、赤ちゃんが**低出生体重児**になる可能性が高くなり、**胎児の発育が遅れたり、先天異常**が起こったりする可能性もあるというデータがあります。**妊娠・分娩合併症、流産**、切迫早産、前期破水、常位胎盤早期剥離等の危険性も高まります。

親や周りの大人がタバコを吸うと、吸っている人だけでなく、**子どもも病気にかかりやすくなります**。**赤ちゃんが突然死んでしまう病気**（乳幼児突然死症候群）になる割合は、両親ともに非喫煙者の場合と比べ、**両親ともに喫煙者の場合は 4.7 倍**、**親の 1 人が喫煙者の場合は 1.6 倍**になると報告されています。また、子どもの**身体発育に影響**が出たり、**歯茎に黒ずみが出やすくなったり**します。

タバコを吸い続けると、お肌のツヤやハリが失われ**シワが増える**、歯が黄ばむ、骨粗しょう症になりやすくなる等の影響があることもわかっています。

妊娠3か月までに禁煙することで、これらのリスクを下げられます！

お母さん自身、お父さん自身、そして赤ちゃんのためにも禁煙してみませんか？

☆ お酒も胎児や母乳に影響を与えます

アルコールは胎盤を通過しやすく、お母さんの血液中のアルコールはほとんどそのまま胎児の体内をまわります。妊娠中の習慣的な飲酒は**流産や早産**、さらに**胎児の発育（特に脳）に悪影響**を与えます。赤ちゃんの脳は妊娠中全期間を通じて発達を続けていますが、アルコールによりその発達が阻害され、**深刻な障害につながる場合**もあります（**胎児性アルコール症候群**）。**授乳中の飲酒も、母乳の分泌に影響**を与え、アルコールは母乳を通じて赤ちゃんに移行します。どのくらいなら大丈夫という飲酒量の目安はわかっていないので、妊娠中や授乳期の飲酒はやめましょう。

